

令和6年3月農業委員会議事録

開 催 日 時：令和6年3月11日（月） 午前9時00分

開 催 場 所：嘉島町役場 2階大会議室

農業委員出席者：下田司、高木勝美、山内秀一、森田義美、友田廣、岩永俊夫、村上卓也、
榮恵、松永雄治、福永哲夫、齊藤進、西岡千秋、松本誠一、松本一幸、
中津芳春、吉田三十志、藤瀬信行

農業委員欠席者：

事務局出席者：永田智紀、河原正弘、前田萌香

1. 開 会：永田事務局長

2. 会 長 挨 拶：下田会長

3. 議事録署名人指名：下田議長

議事録署名人として、藤瀬信行委員、高木勝美委員を指名する。

4. 議 事

- (1) 報告第 28 号 農地法第3条の届出について
- (2) 議案第 40 号 農地法第3条の許可申請について
- (3) 議案第 41 号 農地法第4条の許可申請について
- (4) 議案第 42 号 農地法第5条の許可申請について
- (5) 議案第 43 号 農用地利用集積計画承認申請について
- (6) 議案第 44 号 春の農作業基準賃金について
- (7) 議案第 45 号 農地法第52条の情報提供について

5. そ の 他

6. 閉 会

○報告第28号 農地法第3条の規定による届出について

(議長) それでは議事に入らせていただきます。

報告第28号農地法第3条の規定による届出の通知が2件ございます。
事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は1ページになります。申請番号1番になります。所在は鯉地区になります。地目については田が8筆、合計面積が12,215㎡となっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の持分全部移転となっております。あっせんの希望はございます。

続きまして、2ページをご覧ください。申請番号2番になります。所在は下仲間地区になります。地目については田が7筆、畑が1筆の計8筆、合計面積が11,846㎡となっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありました件は、相続による所有権の移転となっておりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について

(議長) 続きまして、議案第40号農地法第3条の規定による許可申請が2件ございます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は3ページになります。申請番号1番になります。無償による所有権移転の案件です。所在は井寺地区。農振地域外の畑が2筆、合計面積は1,665㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載の通りです。申請事由につきましては贈与による所有権の移転となっております。4ページと5ページに申請地の位置図を載せております。6ページをご覧ください。検討事項になります。地元農業委員の調査確認書により、全ての項目にNOと判断されていますので、問題ないと思われれます。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございません

でしょうか。

無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。続きまして、申請番号2番について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は3ページにお戻りください。申請番号2番になります。有償による所有権移転の案件です。所在は上六嘉地区。農振地域外の畑が1筆、面積は345㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載の通りです。申請事由につきましては売買による所有権の移転となっております。売買価格は記載の通りです。7ページに申請地の位置図を載せております。8ページをご覧ください。検討事項になります。地元農業委員の調査確認書により、全ての項目にNOと判断されていますので、問題ないと思われま。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員一同挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

○議案第41号 農地法第4条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第41号農地法第4条の規定による許可申請が1件ございます。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は9ページからになります。申請番号1番です。所在は下六嘉地

区。農振地域外の畑が1筆。面積は771㎡となっております。申請人については記載の通りとなっております。申請事由は資材置場となります。10ページに申請位置図、11ページが配置図になります。資材置き場となりますので給水等はありません。雨水の処理につきましては申請地北側の水路に放流する計画となっております。次に12ページをご覧ください。始末書の提出を頂いております。一読致します。

事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります西岡委員から報告をお願いいたします。

(西岡委員) はい。2月26日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は、10ヘクタール未満の未整備農地であるため、農地区分としては第2種農地になると思われれます。

また申請地には石材等置かれており、農地としての利用はされておられませんでした。

申請地の南側に農地が隣接しており、南側農地は耕作するための進入路がなく、現在、今回申請地の土地を通り抜けて耕作しています。

申請者より今後も申請地を通り抜けて耕作しても良いとの事ですので、南側農地の耕作に支障はないものと思われれます。

資材置場という事ですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。

委員の皆様の慎重なご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 資料は13ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地は第2種農地であり、目的については資材置場となります。転用行為を行うのに、計画面積の妥当性は適当、周辺の農地等に係る営農条件への支障に関しましては、先程西岡委員が話されたとおり、接道のない奥の農地への通行を申請者が今後も認めることから適当、及び、農地利用の集積への支障はなし、と判断しております。以上の事により、総合的に見て、本許可申請については許可相当と判断しております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につき

まして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは本案件は承認とさせていただきます。

○議案第42号 農地法第5条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第42号農地法第5条の規定による許可申請が3件ございます。このうち山内委員の案件が1件ございます。

先に山内委員の案件を審議しますので、山内委員の退席をお願いします。

(山内委員退室)

それでは事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料、14ページをお願いいたします。

申請番号3番です。使用貸借の案件となっております。所在は上島地区、農振地域外の田が2筆、合計面積が429.57㎡となっております。貸人と借人については記載の通りとなっております。

申請事由については、農家住宅の申請となっております。22ページに申請位置図と23ページに土地利用計画平面図を載せております。

23ページの土地利用計画平面図をご覧ください。

給水については、井戸ボーリングになります。また、雨水におきましては宅内浸透枡への集水、生活雑排水におきましては汚水枡を経て町下水道への接続となります。

事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります私(下田会長)の方から報告いたします。

(下田会長) 2月27日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。

申請地は、10ヘクタール未満の未整備農地であるため、農地区分としては第2種農地になると思われます。また申請地は休耕地となっており、耕作はされておりました。

申請地の北側及び西側に農地が隣接していますが、農地耕作者には十分な説明がなされており、境界部分には擁壁及び空洞ブロックを新設されるため、支障はないものと思われます。

農家住宅ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。

委員の皆様の慎重なご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 資料は24ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地の農地区分は第2種農地であり、目的については農家住宅になります。

資力及び信用は適当、周辺の農地等に係る営農条件への支障はなく、また農地の利用の集積への支障もないと判断しております。

この他、法令により義務付けられている行政庁との協議も終了しており、総合的に見て、本許可申請については許可相当と判断しております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは本案件は承認とさせていただきます。山内委員の入室を許可します。

(山内委員入室)

山内委員の案件は承認されましたので、報告いたします。

(山内委員) どうもありがとうございました。

(議長) 続きまして、申請番号1番について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料、14ページにお戻りください。

申請番号1番です。所有権の移転の案件となっております。所在は上島地区、農振地域外の畑が1筆、面積が783㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりとなっております。

申請事由については、建築条件付売買予定地の申請となっております。15ページに申請位置図と16ページに土地利用計画平面図を載せております。給水については、井戸ボーリングになります。また、雨水におきましては集水枡を経て東側水路へ放流、生活雑排水については汚水枡を経て町下水道へ

の接続となります。次に17ページをご覧ください。始末書の提出を頂いております。一読致します。

事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります私(下田会長)の方から報告いたします。

(下田会長) 2月27日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。

申請地は、10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であるため、農地区区分としては第1種農地になると思われまゝ。申請地の一部は砂利が敷かれており、農地としての利用はなされておりました。申請地の南西部に農地が隣接していますが、農地耕作者には十分な説明がなされており、境界部分には空洞ブロックを新設されるため、支障はないものと思われまゝ。建築条件付売買予定地ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。

委員の皆様のご慎重なご審議をよろしくお願いし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 資料は18ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地の農地区区分は第1種農地であり、目的については建築条件付売買予定地になります。

資力及び信用は適当、周辺の農地等に係る営農条件への支障はなく、また農地の利用の集積への支障もないと判断しております。

この他、法令により義務付けられている行政庁との協議も終了する見込みがあること等により、総合的に見て、本許可申請については許可相当と判断しております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは本案件は承認とさせていただきます。

続きまして、申請番号2番について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料、14ページにお戻りください。

申請番号2番です。所有権の移転の案件となっております。所在は上六嘉地

区、農振地域外の畑が1筆、面積が81㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。

申請事由については、個人住宅の申請となっております。19ページに申請位置図と20ページに土地利用計画平面図を載せております。給水については、井戸ボーリングになります。また、雨水におきましては宅内浸透枡への集水、生活雑排水については新設小口径枡を経て町下水道への接続となります。

事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります福永委員から報告をお願いいたします。

(福永委員) はい。2月26日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は、10ヘクタール未満の未整備農地であるため、農地区分としては第2種農地になると思われれます。また、申請地は休耕地となっており、耕作はされておりました。

申請地の北側及び南側に農地が隣接していますが、北側、南側農地の所有者は今回申請の譲渡人であり、十分な説明がなされているため、支障はないものと思われれます。

個人住宅ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。

委員の皆様のご慎重なご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 資料は21ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地の農地区分は第2種農地であり、目的については個人住宅になります。

資力及び信用は適当、周辺の農地等に係る営農条件への支障はなく、また農地の利用の集積への支障もないと判断しております。

この他、法令により義務付けられている行政庁との協議も終了する見込みがあること等により、総合的に見て、本許可申請については許可相当と判断しております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。
(委員) はい。(委員一同)
(議長) ありがとうございます。それでは本案件は承認とさせていただきます。

○議案第43号 農用地利用集積計画承認申請について

(議長) 続きまして、議案第43号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用の集積計画の承認申請が9件ございます。

9件を一括して、審議・議決を行いますので、よろしくをお願いします。

それでは事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は25ページの申請番号1番からになります。所在は下六嘉地区。農振農用地内の田が1筆、面積が1,805㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載の通りとなっております。目的は売買、売買価格等については記載のとおりとなっております。

続きまして、申請番号2番になります。所在は上六嘉地区。農振農用地内の田が2筆、合計面積が3,847㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載の通りとなっております。目的は売買、売買価格等については記載のとおりとなっております。

続きまして、26ページをご覧ください。申請番号3番になります。所在は井寺地区。農振農用地内の田が1筆、面積が1,158㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載の通りとなっております。目的は売買、売買価格等については記載のとおりとなっております。

続きまして、27ページをご覧ください。申請番号4番になります。所在は上仲間地区。農振農用地内の田が6筆、合計面積が4,698㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおり。利用目的については賃貸借権の再設定、借賃については記載のとおり。期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日となっております。

続きまして、申請番号5番になります。所在は上仲間地区。農振農用地内の田が2筆、合計面積が2,572㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおり。利用目的については賃貸借権の再設定、借賃については記載のとおり。期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日となっております。

続きまして、資料は28ページになります。申請番号6番になります。所在は下仲間地区。農振農用地内の田が2筆、合計面積が3,903㎡となっております。貸付人と借受人等は記載のとおり。利用目的については賃貸借権の再設定、借賃については記載のとおり。期間は令和6年4月1日から令和

16年3月31日となっております。

続きまして、資料は29ページになります。申請番号7番になります。所在は上島地区。農振農用地内の田が3筆、合計面積が5,664㎡となっております。貸付人と借受人等は記載のとおり。利用目的については賃貸借権の新規契約、借賃については記載のとおり。期間は令和6年4月1日から令和16年3月31日となっております。

続きまして、申請番号8番になります。所在は上島地区。農振地域外の田が2筆、合計面積が1,541㎡となっております。貸付人と借受人等は記載のとおり。利用目的については賃貸借権の新規契約、借賃については記載のとおり。期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日となっております。

続きまして、資料は30ページになります。申請番号9番になります。所在は上仲間地区。農振農用地内の田が1筆、面積が535㎡となっております。貸付人と借受人等は記載のとおり。利用目的については使用貸借権の新規契約。貸付期間は令和6年4月1日から令和16年3月31日、転貸期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日となっております。

事務局からの説明は以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました9件の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で9件を承認・可決いたします。

○議案第44号 令和6年度春の農作業基準賃金について

(議長) 続きまして、議案第44号 令和6年度春の農作業基準賃金について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) はい、資料は32ページになります。資料の左側に令和5年度の春の農作業基準賃金の単価を載せております。令和6年度に変更が必要な賃金単価等があればご意見をお願いします。また、一般作業(日当)については、熊本県が定める最低賃金の改正に伴い、8時間の作業だと最低でも7,184円以

上の基準賃金の設定が必要になります。

嘉島町では、各生産組合やかしま広域農場で実施している基準単価等もごさいますが、あくまで個人間での農作業委託の目安ということで、各町で設定して公表することとなります。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

(議 長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委 員) (委員全員挙手)

(議 長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

○議案第45号 農地法第52条の情報提供について

(議 長) 続きまして、議案第45号 農地法第52条の情報提供について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) はい、資料は34ページになります。農地の賃借料の情報提供について、という事で、平成21年度の農地法の改正により、標準小作料が廃止されたことに伴い、農用地利用集積計画により契約されている賃借料については、当事者間で定める必要がある為、実勢価格としての賃借料情報を提供する必要があります。資料には令和5年1月から12月までの平均単価を記載しております。田の平均額が15,470円、畑の平均額が5,560円、物納の平均が74kgとなっております。

なお、「春の農作業基準賃金」と「農地の賃借料情報」については、各区長様を通じて、農家小組合長から周知回覧を予定しております。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

(議 長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

本日の案件は全て終了いたしました。ありがとうございました。
続きまして、その他となっております。皆様方から何かございませんでしょうか。ないようでしたら、事務局から何か。

次回の農業委員会は4月10日、水曜日の9時00分からを予定したいと思います。

それでは、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和6年3月11日

会長 下田 司

委員 藤瀬 信行

委員 高木 勝美